

# 定 款

株式会社 チノ一

# 株式会社チノ一定款

## 第1章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は株式会社チノと称し、英文では **Chino Corporation** と表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 計測機器、理化学機器及びこれ等に関連する制御装置の製造販売
2. 計量法による計量器の製造販売
3. 計装工事の設計施工
4. 経営上必要と認める事業に対する投資
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都板橋区に置く。

### 第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は2,382万株とする。

### 第 7 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)  
当会社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

第 9 条 (株主名簿管理人)  
当社は株主名簿管理人を置く。  
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。

第 10 条 (株式取扱規則)  
当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条 (基準日)  
当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  
2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第12条 (招 集)

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

#### 第13条 (招集権者及び議長)

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは取締役会の決議により他の取締役が議長となる。

#### 第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条 (議決権の代理行使)

株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第17条 (取締役の員数)

当会社は取締役9名以内を置く。

### 第18条 (取締役の選任)

取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### 第19条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### 第20条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

### 第21条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第22条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役会及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第23条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 24 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 25 条 (社外取締役の責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当核契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 26 条 (取締役会規定)

取締役会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

## 第 5 章 執行役員

第 27 条 (執行役員)

当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

- 2 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。

## 第 6 章 監査役及び監査役会

第 28 条 (監査役の数)

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 29 条 (監査役の選任)

監査役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

- 第 30 条 (監査役の任期)  
監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第 31 条 (常勤監査役)  
監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
- 第 32 条 (監査役会の招集通知)  
監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- 第 33 条 (監査役会の決議の方法)  
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第 34 条 (社外監査役の責任限定契約)  
当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。  
ただし当核契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第 35 条 (監査役会規定)  
監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。

## 第 7 章 計 算

### 第 36 条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第 37 条 (剰余金の配当等)

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- 3 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

### 第 38 条 (配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって削除されたものとみなす。

以 上



2022年6月28日 変更